

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	川口市 小児慢性特定疾病医療費の支給及び結核児童の療育の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、小児慢性特定疾病医療費の支給及び結核児童の療育の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

小児慢性特定疾病医療費の支給及び結核児童の療育の給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年11月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給及び結核児童の療育の給付に関する事務
②事務の概要	川口市は、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給及び結核児童の療育の給付を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は次に掲げるものとする。 ①小児慢性特定疾病医療費支給の認定、変更、取消しに関する事務 ②小児慢性特定疾病にかかっている事実等の証明に関する事務 ③Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費支給事務 ④結核児童の療育の給付にかかる自己負担金の決定に関する事務
③システムの名称	・健康管理システム ・個人住民税システム ・共通基盤システム（庁内用連携システム） ・団体内統合宛名システム（宛名システム等） ・税宛名管理システム ・中間サーバ ・既存住民基本台帳システム ・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
課税情報ファイル、小児慢性特定疾病医療費・障害児入所給付費支給情報ファイル、療育の給付に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表8の項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条 番号法第19条第6項 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」という。)第2条表42、80、125、161の項の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「小児慢性特定疾病医療費」、「療育の給付」が含まれる項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44・82・127・163条 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表13、20の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 保健所健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	川口市個人情報保護事務取扱要領、川口市情報セキュリティポリシー等の取扱規程を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	保健センター所長 林 敏夫	地域保健センター長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年9月18日	I 関連情報－3.個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7項 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録	番号法第9条第1項 別表第一の7項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定	事後	文言の精査による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年9月18日	I 関連情報－4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第二における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「小児慢性特定疾病医療費」が含まれる項)	【別表第二における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「小児慢性特定疾病医療費」、「療育の給付」が含まれる項)	事後	文言の精査による変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第二における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「小児慢性特定疾病医療費」、「療育の給付」が含まれる項) (以下略) 【別表第二における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)「小児慢性特定疾病医療費」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) (以下略)	【別表第二における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」のうち、第4欄(特定個人情報)に「小児慢性特定疾病医療費」、「療育の給付」が含まれる項) (以下略) 【別表第二における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)「小児慢性特定疾病医療費」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) (以下略)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和5年3月1日	II しきい値判断項目－1 対象人数－いつ時点の計数か	平成30年2月28日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	Ⅱしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成30年2月28日	令和4年4月1日	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 保健部 保健所地域保健センター	川口市 保健部 保健所健康増進課	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	地域保健センター長	健康増進課長	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年9月30日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	①小児慢性特定疾病医療費の支給にかかる自己負担金の決定に関する事務	①小児慢性特定疾病医療費支給の認定、変更、取消しに関する事務	事後	文言修正のため
令和6年9月30日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	②結核児童の療育の給付にかかる自己負担金の決定に関する事務	④結核児童の療育の給付にかかる自己負担金の決定に関する事務	事後	項目②③追加による附番変更のため
令和6年9月30日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	－	(追加) ②小児慢性特定疾病にかかっている事実等の証明に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
令和6年9月30日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	－	(追加) ③Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費支給事務	事前	Public Medical Hub本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらな
令和6年9月30日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	－	事後	文言修正のため
令和6年9月30日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	－	(追加) ・Public Medical Hub(PMH)	事前	Public Medical Hub本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらな
令和6年9月30日	I 関連情報－3 個人番号の利用－法令上の根拠	－	(追加) ・番号法第19条第6項 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。	事前	Public Medical Hub本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条	番号法第9条第1項 別表8の項 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条	事後	番号法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	【別表第二における情報提供】 ・番号法第19条第8号（別表第二の第3欄（情報提供者）が「都道府県知事」のうち、第4欄（特定個人情報）に「小児慢性特定疾病医療費」、「療育の給付」が含まれる項） ・別表第二（第26・56の2・87の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19・30・44条 【別表第二における情報照会】 ・番号法第19条第8号（別表第二の第1欄（情報照会者）が「都道府県知事」のうち、第2欄（事務）「小児慢性特定疾病医療費」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができるとされている項） ・別表第二（第9の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」という。）第2条表42、80、125、161の項の第3欄（情報提供者）が「都道府県知事」のうち、第4欄（特定個人情報）に「小児慢性特定疾病医療費」、「療育の給付」が含まれる項） ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44・82・127・163条 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表13、20の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第22条	事後	番号法改正による修正
令和7年11月27日	IIしきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年4月1日	事後	判断日付の変更
令和7年11月27日	IIしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年4月1日	事後	判断日付の変更
令和7年11月27日	IVリスク対策－8人手を介在させる作業	－	項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	Ⅳリスク対策－11最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更による修正